

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和3年5月4日 12時05分ごろ
発生場所	愛媛県西条市壬生川港 壬生川港壬生川西防波堤灯台から真方位204° 1,360m付近 （概位 北緯 33° 56.7′ 東経 133° 06.3′）
事故の概要	貨物船第三神栄丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三神栄丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	142532、第三神栄海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板及びバルバスバウに擦過傷 岸壁 コンクリートに亀裂、車止めに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独で船橋当直に当たり、民間企業の専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船左舷着けする目的で、船長は、過去に乗船した船と同様に、本件岸壁までの距離が約60mに近づいた場所で主機を後進運転とすれば停止できると思い、約3.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で接近した。</p> <p>本船は、船長が、本件岸壁までの距離が約60mに近づいた場所で主機を後進運転としたが、前進行きあしが止まらず、約2.3knで左舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、4月19日に本船に乗船し、本船で本件岸壁に着岸するのは初めてであり、本船の操縦性能を十分に把握していなかった。</p> <p>船長は、主機の減速開始時機が遅れ、前進行きあしが速かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、着岸作業で約3.5knの速力で接近中、船長が、過去に乗船した船と同様に、本件岸壁までの距離が約60mに近づいた場所で主機を後進運転とすれば行きあしを止めることができると思い、同場所で主機を後進運転としたことから、前進行きあしが止まらず、左舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、着岸作業で約3.5knの速力で接近中、船長が、過去に乗船した船と同様に、本件岸壁までの距離が約60mに近</p>

	<p>づいた場所で主機を後進運転とすれば行きあしを止めることができる と思い、同場所で主機を後進運転としたため、前進行きあしが止まら ず、左舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船する船舶の操縦性能について、事前に把握し、適切 な位置で主機を後進運転にするなどして十分に行きあしを減じる こと。